居宅介護支援サービス重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供いたします。事業所の概要や提供される サービス内容、契約上ご注意いただきたいことは次のとおりです。

1. 事業者

法 人 名 株式会社 波音

所 在 地 愛知県知多郡東浦町大字緒川字寿久茂79番地 はなのきビル

0562-38-5842 FAX番号 0562-38-5843 電話番号

代表者氏名 柿 並 砂 浪

2. 事業所の概要

事業所名称 指定居宅介護支援事業所 ワンハートみなみ (愛知県指定 第2375702020号)

所 在 地 愛知県知多郡東浦町大字石浜字白山1番27

電話番号 0562-38-5842 FAX番号 0562-38-5843

管理者氏名 白羽 千恵子

平成28年1月1日 開設年月日

運営方針 ①ご利用者の心身の状況やその環境等を踏まえ、ご利用者がその有する能力に応 じて自立した日常生活を営むことができるように援助します。

- ②ご利用者及びご家族の意向を尊重し、適切なサービスが総合的・効率的に提供 されるように援助します。
- ③居宅介護支援の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人権を尊重し、特定の 種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ④居宅介護支援の実施にあたっては、関係市町、関係機関等との連携に努めます。

3. 事業実施地域及び営業時間

営業 日 月曜日から金曜日まで。但し、祝日、12月29日から1月3日までを除きます。 営業時間 午前9時00分から午後6時00分まで

通常の事業の実施地域
東浦町・東海市・知多市・大府市・半田市・阿久比町

4. 職員体制

(1) 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりです。

R 6.8.1 現在

職種	員数	勤務	職務内容
管 理 者	1名	常勤	事業所の職員の管理及び業務の管理を行う
主任介護支援専門員 (管理者含む)	3名	常勤	ケアプランの作成や関係機関との連絡調整等、居宅 介護支援サービスの提供を行う
介護支援専門員	1名	常勤	ケアプランの作成や関係機関との連絡調整等、居宅 介護支援サービスの提供を行う

- (2) 当事業所は、次の要件を満たすため特定事業所加算(Ⅱ)を算定します。
 - ①専ら居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置しています。
 - ②専ら居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を3名以上配置しています。
 - ③利用者に関する情報やサービスの提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議 を定期的に開催します。
 - ④24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。
 - ⑤介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施しています。
 - ⑥家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者・生活困窮者・難病患者等、他制度に 関する知識等に関する事例検討会・研修等に参加します。
 - ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合において、居宅介護支援を提供 します。
 - ⑧他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同での事例検討会・研修会等を実施します。
 - ⑨居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適応を受けておりません。
 - ⑩介護支援専門員1人当たりの利用者の方の担当件数を平均45件未満とします。
 - ①ケアマネジメントの基礎技術に関する実習等に協力または協力体制を確保します。

5. 居宅介護支援サービスの内容

- ①ご利用者のご自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握した上で、居宅サービスやその他の必要なサービスが提供されるように居宅サービス計画 (ケアプラン)を作成します。
- ②居宅サービス計画に基づいたサービス提供が行われるように関係機関との連絡調整を行います。
- ③ご利用者が計画の変更を希望した場合や事業者が計画の変更が必要と判断した場合は、双方の 合意に基づき、計画を変更します。

6. 利用料金

別紙に掲げる「利用料金」を参照ください。

7. サービス利用に関する留意事項

- ・サービス利用にあたり、複数の事業所の中から選択できるよう提案し、また事業所の選定理由についても説明させていただきます。利用以外の事業所についてもご利用者、ご家族の希望により紹介をすることができます。
- ・病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため 早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員 の名前や連絡先を伝えてください。
- ・担当する介護支援専門員の交替を希望する場合には、その理由を明らかにして、当事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。
- ・ハラスメントの行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。
- ・日常の介護に関する悩み、疑問等がある場合には、担当の介護支援専門員にご相談ください。

8. 事故が発生した場合の留意事項

居宅介護支援の提供時に利用者に事故が発生した場合には、速やかにご家族及び市町村に連絡するとともに必要な措置を講じます。

9. 高齢者虐待防止について

- ・ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に、委員会の開催または参加、指針の整備、介護支援専門 員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施していきます。
- ・虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- ・苦情解決体制を整備します。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・高齢者虐待防止法に基づき、当事業所の職員が養護者より高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村及び包括支援センターその他関係機関に通報することがあります。

10. 感染症対策について

- ・介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以 上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底しています。
- ・事業所における感染症予防およびまん延防止ために指針を整備し、介護支援専門員に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 業務継続に向けた取り組みについて

- ・感染症や災害の発生時において、ご利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、 及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画 に従って必要な措置を講じます。
- ・介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 雇用の分野における男女均等の機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策の措置を講ずるのもとします。

13. 守秘義務等

- ①当事業所の職員は、当事業所が定めた運営規定に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族 の秘密を保持します。
- ②当事業所の職員は、当事業所が定めた「個人情報の利用目的」以外に個人情報を取り扱うことは致しません。
- ③介護保険サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業所、医療機関等との調整、サービス担当者会議において、利用者やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には、事前に「個人情報使用同意書」により同意を頂きます。

14. 第三者評価の実施状況

実施状況

15.	苦情の受付	ŀ
10.	古旧りプマル	Г

別紙に掲げる「苦情の受付」を参照ください。

この重要事項説明書の説明実施を証明するために、ご利用者とワンハートみなみは、署名または 記名押印の上、この説明書を2通作成し、各一通ずつ保有します。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス重要事項説明書の変更に伴い、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 指定居宅介護支援事業所 ワンハートみなみ

介護支援専門員

囙

私は、本書面に基づいて上記事業所説明者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供 開始に同意致しました。 また、居宅サービス計画に基づいた居宅介護支援が円滑に行われるように、 必要な情報がサービス担当者会議等で使用されることについても、同意致しました。

ご利用者 氏名

署名代行者 氏名

続柄

(別紙)

「利用料金について」

- (1) 介護認定で要介護の認定を受けられた場合は、全額保険給付されますので、利用料金の自己 負担はありません。
- (2) 介護保険料の滞納等があった場合は、本来給付される利用料を全額負担となりますので、次 の利用料が発生します。
- (3) 7等級地適応地域となりますので1単位10.21円で算定しています。
 - ① 居宅介護支援費(I)が45件未満

要介護1・2 要介護3・4・5

- ② 初回加算
- 特定事業所加算(Ⅱ)
- ④ 入院時情報連携加算(I)

IJ (Π)

⑤ 退院、退所加算(I)イ

(I) ¤ IJ

IJ (Ⅱ) イ (Ⅱ) □ IJ

(III)

- ⑥ 通院時情報連携加算
- ⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算
- ⑧ ターミナルケアマネジメント加算

11,088円/月

14,406円/月

3,063円/月

4,298円/月

2,042円/月

1,021円/月

4, 594円

6,126円

6, 126円

7,657円

9,189円

510円(月1回を限度)

2,042円(月2回を限度)

4,084円

「苦情の受付」

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

• 事業所担当者

・東浦町/ふくし課

白羽 千恵子

(管理者)

東浦町緒川政所20番地

TEL 0562-83-3111

· 東海市/高齢者支援課 · 知多市/長寿課 知多市緑町1番地

東海市荒尾町西廻間2番地1 TEL 052-689-1600

・大府市/高齢障がい支援課 大府市中央町5丁目70

TEL 0562-33-3151

・半田市/高齢介護課 半田市東洋町2丁目1番地 TEL 0562-47-2111

・阿久比町/健康介護課 阿久比町卯坂字殿越50 TEL 0569-21-3111 TEL 0569-48-1111

東海市荒尾町西廻間2番地の1 知多北部広域連合事業課

TEL 052-689-2263 (給付係)

·国民健康保険団体連合会 介護福祉室 名古屋市東区泉1丁目6番5号

TEL 052-971-4165